

第五十八回 参議院農林水産委員会會議録第九号

昭和四十三年四月十六日(火曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

四月十三日

辞任

平島 敏夫君
林田 正治君

補欠選任

野知 浩之君
小林 篤一君

出席者は左のとおり。

委員長

和田 鶴一君

理事

委員

高橋雄之助君
任田 新治君
川村 清一君
中村 波男君
宮崎 正義君

國務大臣

農林大臣

政府委員

林野庁長官

西村 直己君
片山 正英君

事務局側

常任委員会専門員

宮田 秀雄君

本日の會議に付した案件

○森林法の一部を改正する法律案(第五十五回国会内閣提出、第五十八回国会衆議院送付)

○委員長(和田鶴一君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

森林法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対し質疑のある方は順次御発言を願います。

○山崎齊君 森林の開発問題とか、造林事業等の林政の基本になる関係もございまして、まず第一に、木材需給の問題についてお伺いしたいと思っております。

その第一点は、木材の需要というものを考えた場合に、木材を製材とか合板、枕木、電柱というふうな、物理的に使用する用途がございまして、また木炭とかパルプというふうな方面に化学的——ケミカルに使用する用途のものがあるように思うのでございまして。このうちで物理的な用途に使用される木材、これを一般用材と総括して言いますと、一般用材の需要というものが量的にも圧倒的に多くて、しかも、これに使うものは所定の長さ、大きさ等その形質に一定の要件が必要なのでございまして。逆にケミカルな用途に使われるものは、一般用材には使えないような形質のもの、また一般用材の加工段階に生まれます廃材というふうなものから向けられるものがその大部分で現在ある状態でございます。しかも、パルプ関係、ケミカルな用途としましては、今後ともそういうふうな一般用材に使えないようなものをさらに

に大量に使っていくという方向に進むように思われるのでございまして。また、これから資源計画の中核を占めます造林というような問題を考えました場合にも、その基本をなします需給の対象は、一般用材に限られると言っても過言ではないのでありますので、いままでのような需給の計画というものの、これらの両方の用途を一括するということとでなしに、わかりやすいように一般用材とケミカルな用材というふうなものに二つに分けてこれから考えていくということが適當であるまいかと思っております。この点につきましてはひとつお考えを伺いたいと思っております。

○政府委員(片山正英君) ただいま御指摘の用材全体でなしに、物理的利用の用材と化学的利用の用材と分けてという御質問の趣旨だと思います。結論から申しますと、そのとおりになれども思っています。そのような方向で検討してまいりたいと思っております。過去の姿をちよっと参考まで考えてみますと、従来、用材というものを一括いたしました、先ほど申しました物理的、化学的のものを一括して用材というふうな表現して需給を立てておつたのでございまして、御承知のようにパルプ用材が非常に増加してまいりますとともに、そのパルプ用材に使います木材の内容が非常に変わってきております。試みに三十五年を主体といたしますと、いわゆる非常に不良な広葉樹あるいは残材、廃材いわゆるチップ、そういうものを含めまして、それらが三十五年においては五—六程度使用されておりました。それでは用材の少し悪いものの、用材的なものが四九%くらい使われておつたわけでございます。しかし、だんだんパルプ需要が増加しますとともに、その木材の内容が、パルプ材のいわゆる悪い材料が非常に使われてきた、パルプに向かないような材料が非常に使われてきているというふうな傾向が逐次あらわれまして、

四十一年におきましては七六%が大体不良材、残材、そういうものが使われてまして、わが国の二四%程度が用材の比較的悪いものが使われるというふうに変わってまいっております。したがって、パルプ材というものはほとんど進みまして、パルプ材というものはほとんど廃材とか、そういうものが大体向けられるというふうになるうかと思っております。したがって、今後の木材需給を考える場合には、そういう性格のものと、ほんとうに物理的ないいわゆる形状を持った木材の姿を持った使われ方をするものと分けてやはり考えていくというほうが需給を的確に推進する上においては必要じゃないかというふうに思っています。したがって、いま御指摘のような形で今後検討いたしました、そういう形で分けてまいりたいというふうに思う次第でございまして。

○山崎齊君 次は、先ほどお話がございました一般用材についてお伺いしたいのでございまして。

林業白書、年次報告でございまして、これによりますと、昭和四十一年の一般用材の需要量は六千五百万立方メートルになっております。三十五年以降の統計を見ましても、毎年の平均の需要の増加量は二百三十六万立方メートルというふうな非常に大量になつておるのでございまして。また、最近技術庁が発表しました四十二年の需要量は六千五百六十万立方メートル、四十一年に比べて五百立方メートルも一年間にふえたというふうな非常に増加を見えておるのでございまして。これを林業基本法に基づきまして昭和四十一年四月に閣議決定を見て公表されました「森林資源に関する基本計画並びに「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」、これと対比して考えてみますと、この「長期見通し」によりますと、昭和五十年の需要見込みが六千六百八十万立方メートルでございまして、先ほどの昭和四十二年の需要量

が六千五百六十立方メートルという点と比べてみましてほとんど一緒であるというふうに思ふのでございます。で、林業白書によります年平均の需要量というものが二百三、四十立方メートルにも達しておるとのこと、また、林野庁発表の四十二年度のいまの需要量から考えまして、「長期見通し」の需要量というものは、非常に過少じゃなからうかというふうに思われるのでございます。またこの「長期見通し」によりまして、昭和五十一年に木材の輸入期待量は二千九百四十立方メートルとなつておりますが、さらには一般用材のほかにパルプもおそらく含んでいられるように思ふのでございます。

で、輸入等を見ましても、林業白書によりまして、外材の輸入量というものは年々増加しまして、昭和四十一年度は一般用材が二百八十六立方、パルプ用材が三百八十八立方、合計二千五百四十四立方となり、林野庁の最近の発表によりまして、昭和四十二年度の実績見込みでは一般用材が二千八百七十五立方メートル、国内需要量の四四％、パルプ用材は四百六十六立方メートル、合わせて三千二百八十一立方メートルと発表されております。で、「長期見通し」の昭和五十年におきまして輸入期待量よりもはるかにオーバーしているという状態でございます。これが昭和四十三年度になりますと、さらにふえるものと思ふのでございますが、こういうような点から考えまして、やはり先ほどの「長期見通し」というものの再検討の必要があるように思ふのでございます。

さらに林業白書によりまして、国内生産の動向を見ますと、針葉樹の生産は昭和三十五年以降年々減少し、広葉樹の生産は逆に増加しておりますが、しかし、この両者をあわせて考えましても、トータルはほとんど動いてない停滞の様子でございます。さらに先ほどお話がございましたように、広葉樹の生産量の中にはパルプにしか向かないようなものも大量に含まれておるといふように思ふのでございます。こういうような点から考えましても、今後当分の間、増大します需要と

いうものは、そのほとんど全部を外材の輸入でまかなわなければならないような状態と思ふのでございます。林業界の大部分の方々はおそらく近いうちに一般用材では半分以上かないし六割近くまでを外材に依存せざるを得ないんじゃないやうかというふうに考えておられる人が圧倒的に多い状態でございます。

こういうような状態を前提にいたしまして、林野庁としては、先ほどの「需要及び供給に関する長期見通し」を再検討する意図があるかどうか、また外材の国内供給に占めるウエートが今後ますます増加して五〇％をこすような事態になるというようなことを考えられておるかどうか。さらにはこれから国内材の生産の動向はどういうようになつていくのか、こういう点について御説明をいただきたいのでございます。

○政府委員(片山正英君) まず第一点の「長期見通し」の改定をするのかしないのかというお話でございます。

御承知のように、「重要な林産物の需要及び供給に関する長期見通し」というものは、四十一年の四月一日に閣議の決定をみたわけでございまして、内容としては、四十年度をベースにしまして五十一年先、したがって、昭和九十年までの姿を想定したものがこの「需給の見通し」でございます。したがって、非常に長い期間を想定したわけでございまして、二年たつて若干趣が確かに変わつてきております。したがって、そのような意味からは検討せざるを得ないというふうには思ひますけれども、一応非常に長い期間の想定でございますので、いわゆる現在の経済の基調が変わつたんだらうとか、あるいはその基調というものは変わらないうが、当面、この一、二年の段階が少し従来の想定と違つておるのだらうとかという基本的な問題が、なお検討すべき余地はあろうと思ひます。しかしながら、御承知のように、最近の輸入材の増大というものは、これは、われわれが長期に見通したときよりは非常に違つてきておるといふ実態もございまして、し

たがいまして、この段階におきまして「長期見通し」は検討してまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

「長期見通し」は、御承知のように中期経済計画という経済企画庁のものをもとにいたしまして、策定したわけでございます。端的に申しまして、国民総生産の伸びを中期経済計画に合はせてやつたわけでございます。したがって、具体的に申しますと、三十九年から四十三年は八・一％、四十四年から五十年までは七・五％、五十一年から五十六年までは六・六％、六十七年から七十年までは五・七％、七十一年から八十年までは三・三％という国民総生産の伸びを前提としてつくつたわけでございます。

しかしながら、最近の情勢を見ますと、四十一年から四十一年、これは名目でございまして、一八・二％も伸びておると、それから四十一年から四十二年におきましては一六・四％も伸びておるといふふうに、われわれの想定したよりは著しく違つておるわけでございます。したがって、先ほど申しましたように、長期を見た場合にはたしてどうか、いまの趨勢がそのまま続くかという点では、なお相当検討しなくてはならないと思ひますけれども、当面の姿としては相当乖離した姿でございまして、この段階でやはり検討してまいりたいというふうに思ふわけでございます。

それから第二点の外材のウエートが非常に大きくなつて、五〇％以上にもなるのじゃないか、その対策はどうだろうかという御質問でございます。それにつきましては、「長期見通し」におきましては、一番の自給率が低下する年度を五十年に見ておりますが、そのときの外材の依存率は二九％になります。国内材はいわゆる七・一％ぐらいの自給率、これが一番外材に依存する年度である。量的に見ますと、昭和六十一年が外材が一番入ってくる時代である。自給率は高まりますけれども、量的に入ってくるであろう、そのときには三千立方メートルというふうに想定したすわけでございますが、先ほど申しました経済の伸びの見

方の相違によつて外材が非常に入つてきております。そのような意味から今後五十年ぐらいを一応想定して考えますと、外材の依存率という姿におきましては約四割ほど外材に依存せざるを得ない、昭和四十七年、今後五十年の姿で四割を依存しなければならぬというふうに想定いたしました。そのような形に想定いたしました。そして、そのようにしては全国森林計画というものを立てております。それが守られて、それが達成されていくという前提ではじきますと、以上のようなことでございます。

しかしながら、それがそのようにならずに、いままでのような形で万一推移するというふうには想定いたしませんと、自給率は先ほどの六〇％が五三％ぐらゐに落ちるのではありませんか。したがって外材も四七％ぐらゐになるのじゃないだろうかというふうに想定いたしております。しかし、われわれといたしましては極力国内の開発に向けて計画どおりのものを達成していきたいという姿でひとつ努力してまいりたい、こう思ふわけであります。

それから最後に、国内生産の動向はどうかというふうな御質問でございますが、われわれの努力をいたしましては、国内生産を今後五十年、現在国内生産は五千六百六十万というものが四十一年度の国内生産の総量でございますが、それを六千三百三十万まで持っていきたいということで対処しております。その場合に先ほど申しました自給率が六〇％でございます。しかし、その間努力がもしできない、いままでどおりの横ばいでいくと仮定しますと、先ほど申しました自給率が五三％に落ちるといふことでございます。極力国内の生産体制を整えまして計画どおりに達成していくように努力してまいりたい。

以上であります。

○山崎君 いまお話のように、これからの国内生産の動向がどうなるか、また需要がどうなるかという点には多くの問題ももちろんあるように思ふのでございます。しかし、まあ何と言つてもこ

れをさらに量的に大きく外材に依存せざるを得ない、外材の輸入量というものがさらにふえるということはいかなる事実のうちに思ふのでございませう。そういうような点から考えますと、現在日本に入っております外材、この大部分は南洋材であり、また米材であり、ソ連材であるわけでありませう。これらの今後の輸入というものが、どういふふうに通じていくだろうか、そういうふうな面で見通しをお聞かせいただきたいと思ふのでございませう。さらには現在におきましても外材輸入面の一歩大きな隘路となつておられます港灣施設の不足の問題であると思つておるのでございませう。阪神、京浜というふうな港におきましてはもう常時滞船の状態であるといふことでございませう。港灣整備の新しい五カ年計画が四十三年度から始まるわけにございませうので、その新しい港灣整備の五カ年計画に木材関係の施設というものがどういふふうに通じていくのかという点、さらには、また四十二年度をもって終りました前の港灣整備五カ年計画の中で木材関係の施設がどういふふうに通じていくのか、それがどういふふうに通じていくのかという点についての御説明をいただきたいと思ふのでございませう。

○政府委員(片山正英君) まず第一点の南洋材、米材、ソ連材等の輸入材をどういふふうに見ておるか、こういう御質問でございませう。昭和四十七年、いわゆる五カ年先までを一応想定いたしておるわけにございませうが、現在は御承知のように、四十一年は二千五百五十万立方、したがいましめて、需要に對して三二・六%が外材の占める率でございませう。それを四十七年におきましては四千二百四十万立方に伸びるのであるといふふうに見通しを持っております。その場合の外材依存は約四〇%になるわけにございませう。

ただ問題は、先ほどの南洋材、米材、ソ連材それぞれを異にしておるわけにございませうが、米材におきましては御承知のように、日本向けの素材につきまして米國側として制約するような姿がございませう。製材で持っていくてほしいといふよ

うな姿がございませう。丸太につきましては、したがいましめて今年度ベースぐらいは確保する、しかしそれ以上増加する分についてはなかなかむずかしい、製材で持っていくてもらいたいという動きがございませう。したがいましめて、丸太、製材という形の相違は若干出てくるかと思ひますが、量的には増加してまいるといふふうに通じておると思ひます。

なおまた南洋材につきましても、これまたちよつと同じような性格がございませう。御承知のように、フィリピンにおきまして丸太輸出というものを極力押えて製品輸出にもつていきたいという政府当局の方針がございませう。したがいましめて、それは同じような方向がございませうが、日本が輸入しておる南洋材の六割がフィリピン材でございませうが、その四割はマレーシア等のほかから輸入しておるわけにございませう。わが國といたしましては南洋材の必要性が非常にございませう。ほかの地域に転換しながら確保してまいりたいといふ方針でございませう。

ソ連材につきましては、これは資源的にも非常に膨大でございませう。問題は、ソ連側における港の他の荷役の点でございませう。これまたある程度の増加を期待しておりますが、計画の四万二千というものにつきましてはおおむね見通しがあるのではないかといふふうに一応判断いたしておると思ひます。

そこで、運輸省の港灣計画との関係でございませうが、おおむね運輸省におきましてもそのような数字の中で港灣の整備をしていただくことになつております。そういう姿を運輸省としても計画されておきまして、四十三年を初年度とする五カ年におきまして、聞くところによりますと一兆三百億圓といふことで整備されるやうに伺つております。そのような形で推進されるやうに伺つております。次第でございませう。ただ現在の港灣の状況につきましては、御承知のように相当無理した形で輸入されております。普通、大体港灣として能力のある荷役その他、あるいは港灣の能力と比較いたし

ますと、たとえば清水あたりにおきましては倍ぐらいの荷役をいたしておる、あるいは荷おろしをしておる。その結果、非常に無理な土場積みをするといふようなことにおいて非常に力が増しをするといふようなことが現実にあるやうでございませうが、運輸省の五カ年の整備の晩におきましては円滑な輸入ができるというふうに通じておる次第でございませう。

○山崎吉君 港の問題につきましてはほんとうに外材輸入の一番の隘路といふ状態にございませうので、運輸省等とも十分ひとつ御連絡をとつて木材関係の港灣整備といふことに特段の御努力をお願いしたいと思ふのでございませう。

次は、パルプ用材についての問題でございませうが、先ほど長官から説明されましたとおり、最近では外国からもちろん入つてくるわけにございませうので、国内におきましてはチップあるいは広葉樹の丸太にしても製材に向かないやうなもの、そういうやうなものが中心になつて供給されておるやうであります。そういうものがパルプの原材料の八割を占めるやうな状態に実になつてきておるの

でございませう。パルプ用の原材料としては立木から一般用材の丸太を生産した残りの末木とか枝、あるいは原料丸太から製材したときにできる廃材及び広葉樹で製材その他一般用材とならないわゆる雑材から出るもの、こういうものが主でございませう。これらはいずれもパルプ用の丸太あるいはチップという形で製紙工場に供給する形態をとつておるのでございませう。その生産コストのほとんど全部というものが伐採搬出等に必要なる労働賃金であり、さらにはトラック、貨車等による運搬費であるわけにございませう。

白書によりますと、木材伐出業の労働賃金は昭和三十五年に比べて昭和四十四年度は二・一四倍といふふうに通じておるのでございませう。それだけの対前年比を比べてみますとほとんど一〇%をこすやうな上昇の状態にございませう。今後ともこういうやうな上昇といふものは当然続くものといふふうに通じておるやうなものでございませう。

います。が、一方、こういう賃金等の高騰に對応いたしまして機械化といふ点、チェーンソーとか集材機、そういうやうなものを利用する機械化がここ数年、民有林関係等でも非常に進んできたといふことも見のがせない事実でございませう。先ほど申し上げましたように、これらの生産というものが、ほとんど全部が賃金であり、また運賃だといふやうな関係からいたしますと、その生産コストのこれからの上昇といふものを機械化などによつて吸収いたしまして、外国から入つて来るチップ、あるいは南方から来る広葉樹の丸太といふやうなものと価格面で競争し得るやうな形にすることができるといふやうなことがパルプ原材料供給問題の一番のポイントであると思ふのでございませう。また一面、拡大造林推進という上からいいますと、現在大きな障害となつております雑材の整理という面でも非常に大きな役割りを果たすべきものだといふふうに通じておるやうなものでございませう。

こういうやうな情勢からいたしまして、パルプ用材につきましても、現在は外国からのものが一割二、三分、あるいは一割五分程度のものにとつてございませうが、一般用材と同様に、これからパルプ原材料の主要部分が外国から来るチップであり、また、広葉樹の丸太などといふやうなことにあるいはなるのじやなからうかといふことが心配されるのでございませうが、こういう点につきましては、これから見通し、また、こういうことに対応する措置といふやうなものをどういふやうに考えておられるか、お伺いしたいのでございませう。

○政府委員(片山正英君) 賃金の上昇につきましては、ただいま御指摘のように、昭和三十五年を二倍余になつておるわけにございませう。そのやうな賃金の上昇に對しては、今後どのような形で対処していくのかといふ点かと存する次第でございませう。

御承知のように、パルプ材は先ほどちよつと御説明したやうに、従来用材、いわゆる建築材に

使われるようなものがパルプ材にも使われておつた姿が、急激にそういう姿が変わりまして、いわゆるパルプ材でなければには利用できないであらうというようなものがパルプ材利用の過半でございまして、現状としましては、四十一年で七六％程度のものだと推定しておりますが、この姿は、将来ともさらにパルプ材だけに使われるような材だけがパルプに使われるというように姿が変わっていくだろうというふうに思われるわけでござい

ます。

そこで、そういうような非常に低質な木材の利用をしていくためには、あくまで搬出の姿がもつと合理的になつておるといふことがぜひ必要なのでございまして。そこで、林野庁といたしまして、林道その他の整備というものがどうしても必要なのでございまして。その林道との関連におきまして、これは先生御承知のように、昨年から団地造林事業というのをやっております。昨年からは、御承知のように、低質材、薪炭材的のいわゆる非常に悪い山をそういうような用途に向け得るような形で整備してまいりたいというところから、団地造林事業というものもあわせて推進し、そのような山の伐採立木をそういうような用途に向けていきたいということでございまして。したがって、そういうものに対する林道その他の整備もあわせてはかつてまいりたいということとで推進いたしておるわけでございまして。そのような形で国内生産体制をまず整えていくということと、それからもう一点は、そういうものを消化し得るような形におきまして、いわゆる資本の整備を、林道以外のいろいろな機械化、その他の整備をいたしまして、かつ、小さな個々の人がばらばらにやっておるというのではなかなかそういうふうなことが達成できませんから、ある程度まとまった姿においてそういうものを達成していくというような形でこれを推進してまいりたい。そのようなことをいたしますれば、われわれの計算でいきましても、外材のチップ輸入と決してひけをとらない姿でやっていくのではないだろうか

というふうに一応想定いたして、そのような形を推進してまいりたいというふうに思ふわけでござい

ます。御承知のようにパルプ材につきましましては、従来のような用材、建築材に向くようなものもございませんで、そのような形を推進して初めて成りたつものじゃないかというふうに考えて、今後とも努力してまいりたいというふうに思ふ次第でござい

ます。で、林業白書によりますと、私有林におきまして昭和四十一年に拡大造林をする余地がありながら造林をしなかつた林家というのについて、理由別の件数その他の割合が発表されておるのでござい

ます。○山崎育君 パルプ用材につきましては御存じのように、アメリカ、カナダ等から製材時の廢材をチップにして日本に持つてくるというふうなことが行なわれておりました。まあ聞くところによると、現在チップの専用船が二十隻をこえるほどで、きたというのを聞いておりますし、それがフルに稼動すれば年間三百万立方を少し超えがらうかというふうにいわれておるのでござい

ます。また、ほとんど大部分のパルプ会社というものが南方地域におきまして広葉樹の資源に着目いたしまして、その開発というものに非常な力を入れて、現在の現状でござい

ます。で、これを見ますと、保有山林面積が五ヘクタール未満というふう

いますが、改定したわけですが、それによりますと、今計画においては約一〇%造林をする面積が減少しておるわけですが、それはたゞいま申しましたようなことでございまして、計画としては減少しておるわけですが、しかしながらそういうようなことではございしますが、さらに先ほど申しましたように三十六年以降減少してまいります。したがって、全国森林計画で計画しております人工造林の計画量に對しまして約九二%、過去三十八年から満足しました計画におきまして九二%というふうな達成率でございします。したがって、われわれとしましては、この計画をどうしても達成していくという方向で、先ほど申し上げましたような段地造林事業あるいは公社造林の推進あるいは森林開発公団による造林の推進等、総合した形でこれを持っております。先ほど申しました補助造林、融資造林について若干の減少を来たしておるので、これを打開してまいりたいというふうに思っておりますのでございします。

そこでことしの予算との関係でございしますが、今年度の予算関係におきましては、造林費につきましては四%余のいわゆる増加を認めていただいたわけですが、問題は、問題点の要点といたしましては、やはり造林の人工費が非常に安いわけではございません。そのような意味におきまして、関係当局とも打ち合わせまして、現在七百十円というふうな造林の人工費がきめられておりますものを、約一二%伸ばしていただきまして八百円というふうな形で年度発足するという形で推進をはかっているわけですが、これととも十分とはなかなか思いませんけれども、ほかとの関係もございしますが、今後ともそれは努力しながら、この問題を解決していきたいというふうに思ふ次第でございます。

○山崎君 造林の問題は補助、融資の部分が圧倒的に多いわけですが、人工費にしても八百円になったというわけですが、ニコ

ヨンが七百九十六円で四十三年度は積算されております。まあニコヨンと一緒にいふ賃金ということになるわけですが、この現実には千二百円から千二百円というふうな実態でもございします。そういう点にはなお特段の御努力をいただきたいと思ふのでございします。

なお先ほど申し上げました「森林の基本計画」、閣議決定で公表されましたこれを拝見いたしますと、昭和四十一年から昭和六十一年までの二十年間に五百万ヘクタールの拡大造林が計画されておるのでございします。年に平均二十五万ヘクタールの拡大造林をやらなければこの計画は達成できないわけですが、しかし国有林、民有林、合営林、昭和三十六年の三十一万ヘクタールから昭和四十一年には二十八万ヘクタールというふうな減少しておるのでございします。で、現状程度の造林施策のまゝにおきましては、これからやはり造林面積というものは毎年少しずつ減っていくんじゃないかなというふうに思われるのでございします。私たちがこの二十年間に五百万ヘクタールという計画自体が、いまの木材需給の事情からいって過小に過ぎるのではないかと、いふふうにも思ふのでございします。この過小とさえ思われる現在の基本計画の達成というものを、いまのような状態では達成できないんじゃないかなというふうな心配されるのでございします。その辺についての計画また考え方を伺いたいのでございします。

○政府委員(片山正英君) 造林の減少してまいります傾向に對しまして御注意をいただいたわけでございます。われわれといたしまして、確かに三十六年をピークといたしまして減少してまいっております。現在は二十七万歩というふうな減少してまいっております。今後平均二十五万歩を確保してまいりたい、先ほど御指摘のとおりでございます。ただ問題は、造林そのものというのと相関連するかもしれないが、林

業全般の推進をはかる計画といたしましての全国森林計画を立てたわけですが、それによりますと、たゞいま申しましたように、造林が九二%の達成率でございまして、林道が五六%というふうな低率の達成率でございします。したがって、われわれといたしましては、まずこれらの計画が計画どおり達成されるように、いろいろな関連もございしますが、努力をしてまいりたいというふうな思ふわけでございます。林道の問題あるいは先ほど出ました造林の問題にいたしましては、先ほどからいろいろ議論の対象になっておりますが、木材の利用の問題、造林の条件の整備の問題等がいろいろございします。それらと相関連してこれが推進されていかねばならないので、需要のほうの開拓と申しますか、結びつきと申しますか、そういう低賃のものも必要との結びつき、そういうものをあわせ考えまして初めてこれらが達成されてまいるといふふうにも存する次第でございします。したがって、まずそれらの計画を達成するといふことに大眼目を置きまして、今後の努力をしてまいりたいというふうに思ふ次第でございします。

○山崎君 この計画達成という面には、なみなみではとてもできないような、非常にむずかしい問題があるように思ふのでございします。これを達成するためには、まず労働力の安定的な確保という面についての、国が十二分な援助と指導というものをしていかなければならぬんじゃないかなるか。第二に、現在、そこにはえております雑木の処理というものが、これが経済化された形で処理できるといふための国の必要な財政投資。また第三点としては、造林事業並びに林道開設事業に対する国の投資、こういうような面に本格的な思い切った措置を講じていかなければとても達成できぬんじゃないかなるかというふうに実は考えておるのでございします。

第一の労働力の安定的な確保の問題でございしますが、林業労働の中で、季節性が一番大きい造林の植えつけあるいは手入れというふうな問題につ

いての労働力確保が、林業の面では一番むずかしいのでございします。当初申し上げましたように、労働力不足のために拡大造林ができなかったという原因が、各種原因の中で一番大きいウエートを占めておるわけでございます。こういうことは山村の労働力の減少という点が今後ますます大きくなっていくのじゃないかなという環境の中で非常に重要である。その重要性というものがますます大きくなるというふうな考へるのでございします。これに對応すべく森林組合におきまして、労務班を結成して協業の形で造林事業をやっていく。所有者から事業の委託を受けて、植えつけとか手入れをやっていくというふうなことが要請されてまいりまして、その組織数もまたそれに加わる労働者の数も漸次増加しておるやうに伺っておりますのでございします。その現状はいまどうなっているのか、また最近の民有林の造林の植えつけ、手入れに分けまして、森林組合の労働班による実行面積の割合というものは、どういふふうな割合になつておるのか、そういう点についてお伺いしたいのであります。

○政府委員(片山正英君) 労務班の現状と推移について御質問だと思ひます。お答え申し上げますが、労務班の三十八年と四十二年との差を申し上げたいと思ひますが、森林組合数が三十八年には三千五百四十一組合あったわけですが、そのときの労務班の数が六百六十七労務班の結成がされておりますので、率でいきますと約一九%が労務班の結成の率であつたわけでございます。四十二年におきましては森林組合数が二千九百二十減つたわけですが、これは御承知のように、森林組合の合併促進というふうなことで推進してまいつたことで大型化したわけでございますが、そういったことと二千九百二十減つたわけですが、労務班の結成の組合数は千五百四十四組合に増加いたしましたわけでございます。したがって、その結成率が四%というふうな大幅に増加してまいつたわけでございます。

なお、御参考までに労働班員の人数を申し上げますと、三十八年が一万五千八百三十三人、したがって一組合当たりが約二十四人でございませう。それが四十二年におきましては五万二千九百七十六人というふうになつて、一組合当たり四十六人というふうに加つてまいりました。この事業量というものを推定いたしますと、三十七年におきまして、植栽において約二万四千ヘクタールでございまして、これは四十一年の資料でございまして、四十二年におきまして四万六千ヘクタールに増加いたしておるわけでございませう。民有林のおおむね一七％くらいが実行されたであろうというふうに存じます。保育におきましては、三十七年に六万九千ヘクタールでございまして、十六万四千ヘクタールと約二倍、二八％伸びておるわけでございませう。同じように素材生産につきますと、八十二万二千立方でございまして、百五十一万二千立方というふうには伸びております。ただ素材などにつきましては、おそらく員外事業の問題も先生御承知のようにあるかと思ひますが、一応数字としては以上のような形で推移してまいっておるわけでございませう。

したがって、われわれとしましては、先ほど御指摘のとおり、労働につきましては非常に今後の林業を推進する上のかねめであるかと思ひわけでございませう。今年の予算におきましては、労働力対策費として計上しております。いわゆる通年になるべくこれをもつていこう、そういう形の中で安定してまいらうことを推進したいという予算を計上しておるわけでございませう。したがって、そのような安定の形が森林組合の労働班というふうな形で推進されることが最も望ましいのじやないかというふうに思ひます。今後の労働班の拡充、労働の安定ということにつきましては十分努力してまいりたいと思ひ次第でございます。○山崎君 労働班が漸次伸びてきておるといふことはまことにけっこうなことでございます。

らにこの労働班というものを内容的によりよく発展せしめていく、そうしてその組織数もまた班員の数もふやしていくことができるようにしなければならぬでございませう。が、このためには伐採、搬出というふうな仕事と造林事業というふうなものを組み合わせ、林業労働の季節性というものをできる限りなくしていくような努力、また社会保障制度を十二分に適用していくような問題、さらには、民有林の所有規模というものの零細性をなくする事業量の不安定と、こういうものをなくする、カバーしていくという意味で、公団とか公社の行なう造林を、こういう森林組合の労働班に委託するというようなこと、あるいは市町村有林、県有林の造林というふうな仕事もやはり労働班にやらせるというようなこと、さらに進んでは、国有林の事業におきましても、立木処分その他のものが相当多くありますので、そういう面の伐採の仕事あるいは造林の仕事というふうなものを森林組合の労働班に委託するというふうなことを考えまして、その労働班の育成強化というものに特段の努力を払つてもらわなければいかんと思ひますが、こういう面についての林野庁のお考え方を伺ひたいのでございませう。

○政府委員(片山正英君) 先ほど申し上げましたように、労働の安定をはかる。したがって、そのような意味において通年の仕事をしたい、ということにおきまして、やはり御指摘のように、造林という季節性のものだけにとらわれずに、いわゆる伐木、造材、そういうものとの関連においてそのような方向を達成してまいりたいというふうな思ひ方でございませう。そういうふうなことをして初めて社会保障的なものも裏づけがされたいというふうな思ひ方でございませう。そのような方向で努力してまいりたいと思ひます。その際、先生の御指摘の、たとえば公団の事業の委託であるとか、あるいは国有林の事業の委託の問題であるとか、いろいろな問題があるかと思ひますけれども、その問題につきましては実は森林組合の性格上、

員外の利用というものである程度の制約があるわけでございます。したがって、それらとの関連も考えまして、あるいは森林組合自体の性格その他も十分検討いたしまして、方向といたしましては、労働が安定していくように努力してまいりたいというふうに存する次第でございませう。

○山崎君 森林組合の仕事でございませう。で、員外利用という点に、これがあまり大きくなるといふことは、問題のあることとは当然でございませう。しかし、現在の労働事情などの点を考えてみますと、短期間の目前の問題として員外利用が多過ぎるというふうなことではなしに、三年、四年あるいは五年というふうな期間内にこの整理をして、そうしてその後は員外利用というものが正常な形に戻つてくるというふうな一つの過程を置いて、森林組合の労働班の育成強化という点にひとつ思ひ切つて臨んでいただくことが必要じやないかと思ひます。で、そういうのでございませう。点も十分御検討いただきたいと思ひます。

なお、薬剤を使用したしまして地ごしらえとか、手入れ、刈り払いの労力等を節約するということも、きわめてこれから重要な問題でございませう。が、薬剤使用によるそういう仕事は現在数字的にどういふふうな点まで進んでおるのか。また、これが必ずしも造林のコストを安くするということでも現状ではないのじやないかと思ひます。で、助金を出すというふうな場合には十分に単価に織り込んで考えていくということもなされなければならぬのじやないかと思ひます。そういう点についての状態なり、お考えを伺ひたいのでございませう。

○政府委員(片山正英君) 薬剤の使用の問題でございませう。数字的に申しますと、これは最近になつて非常に関心が持たれ、推進されている問題でございませう。数字的には非常に少ないわけでございます。御参考までに国有林で申しますと、一万二千四百四十ヘクタールが三十九年の実績でございまして、四十一年におきまして二万八千七百

三十九ヘクタールというふうには伸びておりますが、これは全体の薬剤の姿から見ますと四、五％に当たる程度であるかと思ひます。民有林におきましては、さらに非常に小さくて、三十九年では五千六百ヘクタール、四十一年度では一万三百ヘクタールという程度の非常にわずかな使用の姿でございませう。しかし、この特色といたしましては、当年度あるいは薬剤を散布したときには、確かに経費はかかりますけれども、経費的には五カ年ならば五カ年という姿を見ますと、経費的には決して掛かり増しはしておらない、かつ労働不足に對しましては十分こたえるだけの少ない労働力で目的を達成し得るという形でございませう。で、今後の推進の方向としては、当然これをやっていかなければならぬと思ひますけれども、ただいま申しましたように、非常にまだ少ない面積でございませう。で、補助単価、予算単価に織り込むという段階には現在のところ至っておりません。今後十分検討してみたいと思ひます。次第でございませう。

○山崎君 もう一点お伺ひして、時間の関係もありませう。で、やめたいと思ひます。次、雑木の処理と拡大造林の問題でございませう。が、この問題、先ほど長官からももう説明がありましたように、結局林道を十二分につけて、その生産コストを下げていくということに一番重要な問題があるように実は思ひます。で、それが、考えてみますと、雑木林は御存じのとおり立木価格も非常に低い、安いわけでございませう。また、それが一町歩当たりの蓄積石数というものの一般の用材に比べて非常に少ないのでございませう。そういう点から考えてみますと、いまの林道制度の中におきまして受益者負担というものを考えてみました場合に、雑木林の受益者負担能力というものはもうほとんど問題にならぬように受益者負担能力は低いというふうな言わざるを得ないのでございませう。そういう点から考えてみますと、現在林道の補助、林道制度というものをみてみま

すと、まあ一般林道等におきましては、国と県でせいぜい四割、五割ぐらいの補助金しか出ないわけでございます。しかも、メーター当たり八千円、九千円あるは一万円というふうな開設費がかかるのでございます。その半分ぐらいを受益者が負担しなければならぬというふうなことから考えてみました場合に、この薪炭林の多い地域に現行制度のまま林道を開設していくという事は、受益者負担の面から非常に困難じやなかるうかという事が考えられるのでございます。そうなるからいたしまして、先ほどお話しのごさいます。団地造林という補助制度の中で、まあ事業者たちのために必要な作業道を補助するという制度が四十二年度から始まったことは、その面でも非常に大きい進歩のように思うのでございす。そういう面からみまして、この団地造林補助制度の中の作業道というものがどういうような役割りを現実果たしているのか、そういうものを調査された結果があればひとつお知らせいただきたいのでございます。また、北海道庁では、こういうふうな簡易な林道についても道費単独の補助予算を組みまして、これが非常な成果をあげているというふうな聞いておるのでございますが、その状態はどういうふうになっているのか。さらには国という立場でも思いついていまの林道の補助制度と離れて採掘基準を思い切つて緩和する、また、林道規格というものをもう少しきつめな基準によらないで、簡易な道路というものが国の補助制度のもとで行なわれると、薪炭林につきましても、薪炭林所有者がほとんどその受益者負担ができるような作業道程度のもので国が制度として補助していくんだというふうなことも考えていかなければならぬじやないかというふうに思うのでございます。そういうような点についてお考えを伺いたいでございます。

○政府委員(片山正英君) 林道の問題でございますが、林道につきましては御承知のように、一応林道規格というものを制定いたしておきまして、その規格に基づきます林道の開設をいたしてお

るわけでございます。大体の考え方としましては、非常に一時的な道というもののじやなしに、比較的長期的に利用される道というものを対象にして林道規格がつくられておるわけでございます。それで材の生産というものを中心に置いてやつておったわけでございますが、御承知のように、林道体系を整備しました際に林道をつくる基準の中に造林効果というものをいれまして、従来、造林効果が〇・一のウェイト、一割のウェイトで見えておりましたのを〇・三、三割のウェイトで見ると、それから小さな山の開発を進めようということ、従来百ヘクタールを一単位として林道の開設をやつておりましたけれども、五十ヘクタールまで下げて、そして林道の開設をしていくという方向で若干の林道の規格を緩和いたしまして、かつ、そういう造林を推進するための林道といたしまして若干緩和いたしまして推進してやつてまいったわけでございます。しかし、ただいま一番問題になつておる薪炭林の拡大造林というのにはその規格がそのままにいくというところでございしたもので、団地造林の作業路、いわゆる作業道というものを補助の対象にいたしましてこれを推進していくという事で、現在の林道及び造林と合わせながら、造林の中の作業路ということと合わせながらその推進をはかつてまいらうというのが現在の姿でございます。

しかし先ほど先生の御指摘もございました、北海道庁がいま林道の特例の姿をやつております。それをちよつと調べますと、御承知のように四十二年度から北海道では道単独の経費でやつておるようでございます。内容といたしまして、補助率が二分の一で、かつ四十二年度の予算としましては六千三百萬円の事業費を対象にいたしまして補助率が二分の一、かつ延長が百三キロという延長を見ておるわけでございます。かつ工事費はメートルあたり千円以下という、非常に安い姿で單なる路肩をつくるというふうな内容でございます。幅員は二・五メートル、したがって側溝というものはほとんどつくらない、パスはほんの必要な

最小限度である。かつ構造は五カ年間だけ利用されればそれで済むのだという程度のもので開設が行なわれておるようでございます。しかし実際それによる効果といたしましては非常な効果をあげておるようでございます。造林につきましては、約三千ヘクタール、保有面積については約四十三百ヘクタール、伐採量につきましては約三十萬立方メートルというものをこの計画によつて達成するというふうな非常に効果のあるふうな姿を拝察するわけでございます。

ひるがえつて林野庁といたしましては、これらの問題は先ほど申しました作業路というものの相当する問題としてこれが大体合致していくというふうな考えられますが、林道の規格、あるいは造林の推進と合わせた産業というものとからみ合わせまして北海道庁の実績等も十分見ながら今後検討してまいりたいというふうに存する次第でございます。

○委員長(和田鶴一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(和田鶴一君) 速記を始めて。これにて暫時休憩いたします。午後一時に再開いたします。

午前十一時四十六分休憩

午後一時十三分開会

○委員長(和田鶴一君) これより委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○鶴岡哲夫君 午前中、山崎委員のほうからも質問があったんですが、外材が非常な勢いで入ってきていると、四十二年の実績見込みで言いますと、それは日本の需要量の四割近いものが外材になつていて、外材のたいへん輸入があるわけなんですけれども、この点について二、三點お尋ねをいたしたいわけなんです。

それは、この森林法一部改正のために林野庁のほうから参考資料をいただいたんですが、この参

考資料の十一ページ、十表に木材需給量の推移が書いてあるわけですが、これを見ますと、三十五年から四十一年まで、この需要の伸びというものは、正確にはわからないんですが、年率で見ますと二・五％以下じやないかと思うんですが、二・五％以下じやないかと思うんですが、これは簡単に目の子で見て二・一％以下じやないかと思つたんですが、四十年から四十一年にかけては非常に大きな伸びでございます、三十五年から四十一年までの需要の伸びというものをみますと二・五％以下じやないかと思うんですが、年率にしましてね、もし計算してあればちよつと承りたいんです。

○政府委員(片山正英君) いま先生のおっしゃいましたのを、私のほうで一応三十年から四十一年まで約十一年間をとつたのでちよつと御説明申し上げたいと思つて、御指摘のように二・四、五％というのは、三十年を一〇〇としますと四十二年一・二六・三になりますので、大体平均年率が二・四％というふうなわけにわれわれは推定しております。ただ、その内訳といたしまして、木材の総需要量の中で用材と薪炭と二つに分かれるわけでございます。したがって、それを小分けいたしますと、用材につきましては、三十年を一〇〇としますと一六九・八というふうな大幅に伸びております。したがって、その伸び率が約六・三％といたしますと急減いたしました、特に三十五年から急減いたしました二七・六というふうな非常に指数が小さくなつております。この減少率が六・六％というふうな相なつておりますので、総合いたしました、確かに御指摘の二・四％程度の伸びでございますが、用材については六・三％の伸びで、かつ最近におきましてはそれが九％程度伸びておるといふのが実態でございます。

○鶴岡哲夫君 供給の伸びですね、つまり国内の木材の供給の伸びですね。これは逆に二％ぐらゐづつ年率で下がつておるわけですね。そのギャップが一方のほうで年率で二・五％—二・四％ぐら

いずつ上がつていく、国内の生産のほうは、供給のほうは年率で二%ぐらいつつ低下していく、そのギャップが要するに輸入ということになるだろう、外材ということになるだろうと思います。全体として見ました場合には、年率で二・三%、二・四%程度の伸びというのには、これは異常な需要の伸びということになるのですか。

○政府委員(片山正英君) 二・四、五%というのは、われわれとしてはそれ自体は異常とは見ませんけれども、御承知のように用材と薪炭と分けたときに、薪炭が非常に急減し、用材が非常に伸びてきているというところに非常に異常なものを保持しておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 用材が伸びたというお話なんです、それは、私、この薪炭材の処理のし方が悪かったのだと思うのですけれども、それはいづれにいたしましても、生産が年率で二%ずつ低下していく、一体その理由は何ですか。

○國務大臣(西村直己君) もうこれはすでに鶴岡さん御存じと思いますが、木材の生産は基本的に長い期間要る、これは基本的な要点であります、が、どうしても需要の急増があった場合の弾力的な対応が、量産ができていくということが一つの特性であると思えます。もう一つは、基盤整備についての林道、その他がまだ政府としての施策が十分でないという点もございまして、それから日本の林業の特殊性の規模の零細性、資本装備がしたがつて低いというようなこと、それから規模の零細性の裏として資産保持というような考え方が中心になりますから、どうしても経済性ができていない、近代化されていらないわけで、資産としてじつと持っているということ、それから御存じのとおり、林業労働力という点も少ない、こういうものが原因で生産が低下しております。特に戦後におきまして植林は政府としましても各方面の御協力を得てかなりやっておりますが、伐採樹齢に達しているような状況にはまだないというふうに考えられますので、生産というものがどうしても低下しておるという段階だと思

ます。

○鶴岡哲夫君 林業については長期の見通しなり、長期の計画なりいろいろこれは昔からやっておられるわけで、今日に始まったわけじゃないわけですから、そういう中で生産が逆に低下をしていくというのです。二%ずつ逆に低下していくというのです。これは農業にもこういう現象は見られないわけですか。二%ずつ年率低下していくというところは農業だつて見られないわけですか、ですから私はどうもこれはわからないのです。端的に言いますとどんなわけで年率二%ずつ低下しなければならぬのか、農業と違つて、これは農業は一年一作と言いますけれども、林業はそうでないことは明らかです。いまさら一年一作の問題を持ち出しては始まらない。これは四十年林業をやっておられるわけですから、生産が停滞しているというのはいまだわかる、伸びが少くないというのはまだわかるが、逆に伸びが二%ずつ年率で下がっていくということ、これはどうも私は納得できない。ですから専門家の林野庁長官からどういうわけで二%ずつ下がるのかというところをはつきり説明していただかないと、これから審議しようとする森林法の一部改正案の関係から見ても、生産が停滞しているということが今度の森林法の一部改正の最も大きな理由になっているように見受けられる。ですから二%ずつ下がっていくというこの、後退していくというこの理由をひとつ説明をしていただきたい。

○政府委員(片山正英君) 先ほどもちよつと触れましたけれども、木材全体として御指摘のよう昭和三十五年を一〇〇としますと四十一年は九七・三でございまして若干減つておる実態でございまして。ただ用材につきましては、三十五年を一〇〇にしますと一一・六というふうに生産が伸びておるわけでございまして。ただこれが薪炭林になりますと、三十五年を一〇〇にしますと四九・三と、非常に急減しておるわけでございまして。したがって、ここでは二つの問題があるというふうに考えております。

第一点といたしましては、ただいま大臣から御説明のございましたように、林道その他の未整備の問題がある。資本装備がなかなか充実されない現状である。それに加えて労働力が流出していつていてる姿であるという姿から、だんだん奥地化していく、生産に対して非常に隘路になっておるといのが第一点の大臣御説明の基本的な姿でございまして。

それからもう一点は、里山にも薪炭林があるわけでございます。しかし、従来のペースでいきますと、これが需要と結びつきまして一応の生産と需要とがマッチした形で消費されておるわけでございますが、ただいま申しましたように、薪炭需要が急減しておるために、その材が山で炭になつて出てくる、その姿が急減しているために、需要と供給との関係から生産が停滞している、こういう面があるわけでございまして。したがって、全体として若干減るが、用材としてはふえておる、こういう問題であります。そこで問題は、薪炭林のそういうものが用材林化して、あるいはパルプとかそういうものに向け得るかかどうかというところが今後のわれわれが解決していきたいという方向でございまして、現状としましては、薪炭材の減少ということが、需要の低下即供給の低下というものがつながつていくということに御了解いただきたいと申しておるわけであります。

○鶴岡哲夫君 用材林で言うところの二%ずつ生産が上がつていくということになるわけですね。薪炭林の割合というの是用材林に比べれば十分の一くらいのものでしょう。それでこんな下がるのですか。要するに薪炭林に対する政策を誤つたということになるのですかね、薪炭林に対する政策。つまり薪炭林が急速に減つてくるそれに対する政策というのがまずかつたということになるのですか。

○政府委員(片山正英君) 御承知のように薪炭林は、戦前までは戦後また困難な時代には非常に需要があったわけでございますが、燃料その他の関係で急激な減少をたどつておるわけであり

ます。したがって、われわれ薪炭林を用材林化するといふような意味で早くから拡大造林といふことを呼びかけておつたのはその意味でございまして。しかし、遺憾ながら薪炭林は民有林のうちで非常に大きな面積を占めておる関係上、早急にすることがなかなかできないのですから、これを昭和六十五年を一応の大きなめどといたしましてこれを改良してまいりたいという方向で、つとに打ち出してきておる次第でございまして。

○鶴岡哲夫君 いま国有林は林業基本法の立場から言ひまして、国有林の役割りというのはいさうなうふうになつておるのですか。たしか私の記憶では基本法では国有林野事業というのは安定的に、恒常的に木材を供給するのがその使命だということになつておると思うのですが、そういう立場から考えたときに、国有林というのはいまの木材の状況の中でどういう役割りを果たしておるのですか。具体的にお伺いしますと、いまの木材の需要の中で国有林が提供しているシェアはどの程度あるんですか。

○政府委員(片山正英君) 国有林は昭和三十五年くらいをベースにいたしますと、国内生産材に對しまして約二割二分、二割ちよつとのシェアを占めておつたわけでございまして。その後需給その他の関係を考えて、かつまた国有林の林力を増強するといふことも考えまして、その生産を増加してまいつたわけでございまして、最近におきましては国内生産材の三割程度を占める姿となつておるわけでございまして。以上でござい

ます。

○鶴岡哲夫君 全供給量に對してはどのくらいですか。

○政府委員(片山正英君) 全供給量に對しましては外材が全体の三二・六%を占めております。したがって、国内材が六七・四%で、その約三割近くが国有林のシェアでございまして、それから約二割ちよつとに相なつておると思ひます。

○鶴岡哲夫君 もう少し、二割ちよつとくらいになりまして、実際そうなるんですか。その二割程

度のものを国有林で恒常的に供給できるということになれば、いまの木材価格に対しては相当な発言力を持つておられると思うのですよ、いまの木材の価格に対してどの程度の、この四、五年でもいいですが、木材の価格に対してどの程度の力を国有林は持っているというふうにごらんになっておりますか。

○政府委員(片山正英君) 全国で申しますと、先ほど申し上げました二割ちよつとが国有林全体の姿でございますが、御承知のように国有林は北のほうに非常に偏在しておりますこと、南の九州のまた南部のほうに偏在しておりますこと、あと特殊の県——長野とか群馬とか、特殊の県がまたウエートが大きいというわけでございます。したがって、木材の流通を考えますと、全国一律の流通というのはなかなか困難でございます。この、国有林の大きなウエートを占めておるところにつきましましては、ある程度の国有林材としての需給と申しますが、そういうものが大きく左右するわけでございますが、全国といたしましてはなかなか国有林材の二割においては需給操作が困難でございます。

ただ御承知のように国有林材といたしましていろいろ種類がございますので、特定の種類については国有林材としての需給操作というものはある程度できますけれども、全体の木材となりますと、二割程度の供給では絶対的趨勢を左右することは困難でございます。ただ異常な、たとえば災害があつたとかそういう問題については緊急放出現状というふうなことで処理しております。その意味では需給の調整はある程度のものでございまして、ふうには考えておりますけれども、全体の流れの姿の中では、二割という問題はそう大きく左右するということとはなかなか困難であろう、ただ地域的にはある程度できるというふうに住じております。

○鶴岡哲夫君 私は国有林というものの存在が、日本の木材価格に対して、どういふいふ力を持っているのだからかという点を、根本的に考えなければならぬというときにきていますのじやないかという気がするものですから、若干お伺いしているわけですが、三割程度の力を持つておつたときには、国有林一割増伐をすれば価格を一割程度下げることができ、あるいは一割伐採を減少すれば一割だけ木材価格を上げることができるといふふうに言われた時代がありましたね。そのころの木材の供給に対して占めている割合というのはいま三割程度だった。いま長官のお話ですと、二割ちよつとぐらゐのシェアがあるのだとおっしゃるのですが、その程度のシェアがあるなら、木材価格に対して相当の力というものを保持していなければならぬと思ふのですが、しかも国有林のシェアは、先ほどの長官の説明ですと、三十五年から逐次上がつてきておるわけですね。国内の生産高に対しては二二%程度から三〇%程度まで上がつてきているわけですね。ですから逐次年々国有林の木材全体に対する力というものはふえてきているわけですね。にもかかわらず、しかも外材はどんどん入つて来まして、たいへんな勢いで入つて来て、そして木材の卸売りの価格というものは三十五年を一〇〇といたしますと一七二でしよう。その後あの卸売りの価格というものはほとんど上がらないわけですね。二、何%です。卸売りの価格はちよつとびりしか上がらないのです。木材だけがこういうふうな卸売りの価格が七割という上り方です。これでもし上がらないことになりまして、木材が七割上がらなければ日本の卸売りの価格なんというものは逆に減つていくのじやないですか、需給率からいつて、だから私は、国有林がそういう点についてどの程度の反省を持つておられるのかというのを非常に重要なわけですよ。そういう意味でも、どう考えても私解せないのですがね、長官のおっしゃるようにだんだん国内の生産高に対しての力というものは率が上がつてきている。しかも外材はどんどん入つてきていて、べらぼうに入つてきている。そういう中で木材の卸売りの価格が七割も、どういふわけで上がらなければならぬのですか。

か。そういう分析はこの白書の中に出ております。それでなければ、私は林野庁が出している白書として一文の価値もないと思ふのです。出ていないのじやないですか、ぼくはさつと読んだから、あるいはどこかでその点をばつと分析をしておられるのかもしれないが、その点をもう少し説明してくれませんか。つまり国有林材の占めている率はだんだん上がつてきている、外材もどんどん入つてきている。それなのに、木材の卸売りの価格は七割上がった。木材以外の卸売価格というものはもうほとんど横ばいなんです、この六年間に。その理由がどうも解せない、私は。

○政府委員(片山正英君) 木材について先生いま御指摘がありましたのですが、私の説明が少し足りないような気がいたしますが、国有林材の国内材に対するウエートは、国有林がある程度の生産増をいたしましたために三十五年が二割二分程度であつたのが現在においては三割程度のシェアを占めるに至つた。しかしそれは国内材に対するウエートでございまして、需要全体のウエート、すなわち外材を含めましてウエートとなりますと、国有林では年々やはりそのウエートは小さくなつてきているわけでございます。外材に非常に依存してきているわけでございます。その意味では国有林材のウエートは遺憾ながら小さくなつてきている。こういう事態でございます。

そこで国有林はどういう伐採をしているのだというところに相なるかと思ふわけでございますが、国有林は現在、生長量とわれわれは言つておりますが、木が伸びるだけ切れば、常に一定の蓄積は保存されている。いわゆる未来永劫続くわけでございますが、現在国有林は生長量の約一・八倍を増伐しているわけでございます。それだけ切つてそして需要をまかなうというふうな形で増伐しているわけでございます。その増伐をもう少し進めるといふことになりまして、国有林の原則であります保続というものが問題になるわけでございます。したがって、増伐限度まで伸ばしていつていられるわけでございますが、しからば増伐

した場合に、山はおかしくなるんじゃないかという御指摘につきましては、これは林相を改良しまして、新生林分のより生長を高めるように切りかえていく、将来切りかえていくという施策との関連において実行しているわけでございます。そういうふうな形で国有林としまして、極力木材価格の安定、奥地開発ということに真剣に取り組んでいるわけでございます。

しかしながら残念なことに木材価格の上昇は御指摘のとおり、一般卸売りの価格は三十五年から四十二年に八・九%上がつておられるのに対して木材は六一・八%も上がつておられる。この内容をちよつと分析いたしますと、三十五年から三十六年にかけてましてこれは急激に上がり、それから四十年後半期から現在までにかけてまた上がつております。これはその間三十六年から四十年までは横ばい形でおるわけでございます。しかし御承知のように、この間労働賃は、約二倍も上がつておるわけでございます。木材生産自体に占める労働賃は二倍も上がつておるわけでございます。そのような関係から木材価格の生産コストといたしましてはやはり上がらざるを得ないという状況でございます。ただ木材価格は必ずしも生産コストばかりではきまつておりませんで、やはり需給関係からきまるわけでございますが、急激な建築需要を中心とする増、そういったものがわれわれ予想いたしましたものよりも若干伸びているわけでございまして、そのような景気の刺激といえますが、景気が上向いたときは木材価格は従来とも上る傾向でございます。その間、普通の場合は横ばい程度でございますが、そういう時期においては非常に上る傾向がございます。それに對しましては、輸入その他で極力対処したわけでございますが、現況といたしましては、輸入力の問題等もございまして、御指摘の価格の上昇を来たしたわけでございますが、今後におきまして十分需給問題を明確にしながらかつてまいりたい、こう思つておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 いまの長官の説明でもよくわから

ないのですけれどもね。長官は、三十五年当時と比べると、国有林の総需要量に対する、あるいは総生産量——外材も含めてですね——総生産量に対する、供給量に対するシェアは少なくなっているのだというようなお話しなんです。先ほどの長官の説明ではそう思えないのですが、三十五年に二二%でしよう、国内産に対してね。それが三〇%程度に上がってきている。それで、いま国内産は七七%でしよう。それをどうはじめてみても三十五年当時よりも減っているというようには見えませんか。ほぼ同じくらいじゃないかという気がするのですがね。ですから、力としては減っていないじゃないかと思うのですがね、三十五年当時より。それで外材は非常な勢いで入ってくる。どんな外材が入ってくるのだから、値段は安定しそうなものですが、それが上がるという理由がわからないわけですね。

それで、長官が一六〇何ぼというように言われましたが、三十二年の十二月のやつが出ておりますね、この白書の中に。一七〇でしよう。ところが、毎月のごとく上がっていくのですから、この木材は、いやになっちゃうですよ、これ。木材・同製品でしよう。四十二年十二月、一七〇でしよう。ずっと上がっていくのですよ。これからまだ上がるのですよ。上がるんじゃないかと思うのですよ、いままでの経過から言ってますね。一六〇というのはこの四十二年度の平均でしよう。だけれども、いま木材価格というものは年間平均ではもう話しができませんでしよう、一月月ごとに考えていかなきゃ……まことにあまりです。よ、一年でもの言うんじゃないのは。確かに、これは伐期は四十年ですから、一年でものを言ってもいいかもしれない。しかし、木材価格は、いま一年でものを言えないですよ。少なくとも一月単位でものを言わなければ……。それからまだ上がっているのじゃないですか。どうでしょう。一月、二月、三月と、すでに卸売物価指数が上がつてきているでしょう。いづれにしても一七〇というところまできているというのですね。その

理由がわからないというのですよ。二割というシェアがあるのですよ。それに外材がどんどん入っているでしよう、入れているでしよう。にもかかわらず、こんなに七割も上がらなければならぬというところがわからないわけですね。白書ではそれをはっきり説明してあります。国有林が、日本全体の国民経済に対して、安定的に、恒常的に木材を供給するんだという基本的な立場から言えば、その点を、ひとつ、ポイントに据えて考えていただかないと、林業政策のあり方というものは甘いものになってしまうですね。どうも、よく説明がわからないので、納得のいくものにならないのですがね。

○政府委員(片山正英君) 最近の木材指数を年間じやなしに申し上げますと、これは四十一年八月を一〇〇としておるわけですが、一月が一七・四、二月が一七・九、三月が一八・〇、その三月の下旬が一八・四と、まあ若干小数点以下上がつておりますが、大体横ばいの傾向で現在はまいております。

○鶴岡哲夫君 長官、話の途中ですが、このお宅で出した白書の二七ページ、付表の日本銀行の「卸売物価指数」というのでやってください。どうもどこかを一〇〇にしたような話ですが、ぼくはおたくの出しているもので話をしているのです。違ひです、この数字が。

○政府委員(片山正英君) 白書に月別の木材指数がございしますが、この一項のやつは実はとられていないのでございしますが、申し上げますのは、これは計算すれば出るのかもしれないが、日銀の指数がこれは三十五年を一〇〇とした指数で計算されておるわけですね。ところが、日銀におきまして四十年に指数の改定をいたしております。と申し上げますのは、木材につきまして関連することだけを申し上げますと、従来外材の占める率というのは、三十五年当時の外材のウェイトというのは非常に少なかったわけでございます。したがって、そういう指数の率では木材の正確な指数を示すに至らない。数字のウェイトが全然違つておる

ということから、四十年に日銀では改定されました、現在の消費の実態をもとにした指数に直しております。したがって、即座にこの指数と結びつかないものから、一項の数字がちょっと把握しにくいわけでございます。そういうような関係で、木材はたしか物価に占めるウェイトが大体千分の六十であると思うのでございしますが、外材の大きなウェイトのために指数を変更しておりますので、この数字に即座にくっつかない点をひとつ御了承いただきたいと思います。

○鶴岡哲夫君 いや、林野庁長官ね、あなた、白書の中ではその数字を出しておられるのですよ。それから今度われわれに出しましたこの森林法の一部改正法律案の参考資料、法案の審議にあつて出されたこの資料の中にも三十五年を一〇〇として出しておりますよ。二つともこれははじめてのことですか。そういう意味じゃないでしよう。

○政府委員(片山正英君) いやそういう意味ではございせん。

○鶴岡哲夫君 もう二つ出しているのだから、これにも出しているし、これにも出しているのだから。それでぼくは話をしているのです。

○政府委員(片山正英君) このお示しいたしましたのは、三十五年を一〇〇といたしました指数で整理して出しておるわけでございますが、日銀が四十年に改定いたしました指数で申し上げますと、四十年から四十一年が八%増加いたしました。それから四十一年から四十二年にかけまして一一・八%上昇しております。そのような指数でございします。この指数と必ずしもくっつかないわけでございますが、くっつかない理由は先ほど申しました実態でございます。ただ昔のそういう指数で判断してきますと、確かに四十二年まではお示しいたとおりでございますので、先ほど私がお示しいたとお示しいたと若干食い違ひ承いいただきたいと思つた次第でございます。

○政府委員(片山正英君) そうです。ちよつとでしよう。

○鶴岡哲夫君 そう、一割でしよう。いま三割でしよう。

○政府委員(片山正英君) そうです。ちよつとでしよう。

○鶴岡哲夫君 そんなちよつぱりということないでしよう。一割から一割ちよつと。だから、それから見たつていいでしよう。そこで、ぼくは長官に説明していただきたいのは、先ほど言つてゐるうちに、七割上がった。三十五年を一〇〇としても七割上がったということについての明快な説明をいただきたい、こう言うのです。それはぼくは国有林の大きな問題じゃないでしようか。いわゆる国民経済の立場を考えた場合に、問題は価格がどうなつたかということが一番大きな問題でしよう。だからその点を、七割上がったということが、どういうわけで上がったのか、はっきりしていただきたいと思います。

○政府委員(片山正英君) 価格の問題は、非常に的確に御説明するのは困難でございますが、われわれが推定している要点を申し上げますと、白書のほうでもこれは述べてある内容でございますけれども、まず四十年から四十一年、四十二年とかけましてわれわれが当初想定いたしておりました中期経済計画における伸び率というものを、われわれは当初八・一%ぐらいであらうというふうに一応想定いたしておつたわけでございますが、その後経済社会の非常な発展に伴ひまして、名目ではございしますが、四十年から四十一年にかけて一五・二%の伸び、四十一年から四十二年にかけて一六・四%の伸びというふうになり、非常に伸び率が高くなつたために、主として、それも建築需要、パルプというふうな関係も踏まえて、需要が相当伸びてきたというのが一つの原因でございます。一方供給側につきましては、そのような関係から一番大きく左右されたものは建築の中の

高級材でございます。ヒノキとか、そういう高級材、それに続く杉の上物というより高級材が主体に非常に増加したわけでございます。ところが高級材につきましては、やはり国民所得の伸びその他から、そういうものに対する嗜好性が非常に高まったんじゃないかという感じがいたします。したがって、資源の制約その他からどうしてもそれにマッチするだけの伐採が困難であったというのが一つの理由でございます。それからもう一つは、しからば外材にたよるといことで、外材のほうの關係でございますが、外材につきましても、やはり米材を中心とするそういうものが非常に高くなつて、産地高になつてきたというのが上がつて理由でございます。それからもう一つは、国内の奥地化に伴います伐採のコスト、経費が、労賃その他の上昇に伴ひましてどうしても生産コストが高くなつておる。しかし遺憾ながら資本の設備と申しますか、そういう近代化がなかなかおくれ、生産コストが非常に高くなつておるといことから、生産コストが非常に高くなつておるといこと、こういうようなからみ合わせから木材価格というものが上昇してまいつたというふうに、われわれは判断しておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 どうもはつきりしないんですけどね。何か外材ブームみたいなのがあるんじゃないですか。熱狂的なものはないですか。何かそれがぼくは非常に大きいように思ふのですけれどもね。いまだから価格というの外材によつて指導されてるんじゃないかという気がするのですけれどもね。で、われわれは、木材商社に電話なんかかけますと、日本の木なんてのは切らんでもいい、立ちっぱなしでもいい、いまや山なんていうものは深川に森林地帯ができたんだ、大森林地帯ができたんだというふうな話なんです。どうも熱狂的だと思ふですね。これだけの外材が入ってきますと、ぼくはこれは全く熱狂的じゃないかと思ふのです。非常に投機的な面があるんじゃないかと思ふのですか、というぼくは気がしてしょうがないので

すけれどもね。そういう点はありませんか。

○政府委員(片山正英君) 需要に占める国有林のウエートより外材のウエートがいまや大きくなりまして、先ほど申しましたように、四十一年で三二・六%が、四十二年になりますと三九%近くまでなろうという趨勢でございますので、御指摘のように外材というものは、国内の木材に占める影響というものが非常に大きくなつてきておることは御指摘のとおりであります。ただ国内材と違ひまして、外材がなぜこうなつてきたかという点、価格面もございまして、もう一つは私は取引の単位というものが非常に大きな単位で取引しやうという形が取引上非常に円滑と申しますか、やりやすい形だ、一方国内におきましては、その生産が非常に零細なために取引の単位が小さい。そういう形であるのが現状じゃないかと思ふうやうなことがあるのが現状じゃないかと思ふうやうなことがございまして、したがって、そういう取引のものを、なるべく協業化なり集約化なり、そうした中でこれを進めていくというのが、今後国内材としても必要なことではないだろうか、零細な森林そのまゝの姿の取引というものは、なかなか今後の姿にマッチしないのではないだろうかという点で、やはり協業化なり、そういう形を組合単位なり、推進していくことが、これを解決していく方向の一つであるというふうに思ひますので、そのような形の指導をやつており、また今後とも続けてまいりたい、そのように思つておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 ぼくはどうしてもわからないのです、外材はどんどん入つてくるのですから、林野庁は統制をしていくわけじゃないですか。どんな需要が伸びていった、この需要も伸びた、あの需要も伸びた、国有林でひとつやろうと思つた、民有林でひとつやろうと思つたけれども、なかなかそうはいかない。外材を押え過ぎたということならわかります。外材は野放しでしょう。どんどん入つてくるんですよ。林野庁が統制をしていないのだから、国が統制していないのだから野

放しに入つてくると思うんですね。そこでぼくは、需給關係が安定して、価格というものはそう上がらないんじゃないかと思ふんですよ、必要なだけ入つてくるのですから。にもかかわらず割も上がるといふのがおかしいですよ。その点を、林野庁が書いたものをばらつとききのう目を通して見たら、私の氣に入らうなことが書いてないんですが、その点がはつきりしなければ、私は日本の国有林の林業の役割というものは非常に粗末なものではないかと思ふのですが、それは一応そのまま置いておきます。

次にやはりおたくでいただきました参考資料の二ページに「森林の年齢別面積および蓄積」というのがあります。これを見ますと一十年生から二十年生というものが六七%ぐらい占めております。国有林の場合は七〇%ぐらい、民有林の場合は七〇%ぐらい、合算しますと人工林の中の大半六七%というものが一十年生から二十年生の木材になるわけですね。その意味では国内の資源としては異常な状態じゃないですか。これから見ますと、国内の供給というものは、なかなか伸びない。こ二十年や二十年は供給が伸びないというところがはつきり言えるのではないのでしょうか。そうして外材がますますふえてきて、三九%になつたとおっしゃるのですが、これはたちまち五〇%まで出てくることはもう想定できるんじゃないでしょうか。そうしますと、日本の木材というものは一体どうなるのか、外材は五〇%になつちゃう。国内の木材というものはいまやなかなか切つて出せないような状況になつておる、こ二十年や二十年ぐらいい。こういうことになると、これは私は国内の木材というものは、本質的には需要が減少することになりはしないか、本質的に日本の木材が、だから日本の木材がもとの生産高になつた場合、二十年後、三十年後最も生産高が上がった場合には、日本の木材に対する需要というものは本質的に変わつてしまふのではないか、国民の木材に対する需要というものが本質的に変わつてくるのじゃないか、十年も二十年も断絶いたしま

すと、断絶とまではいきませんがね、断絶に近いところに持つていかれますよ、これは。どうもぼくはその点が異常な状態になつてゐるんじゃないかという気がするんですけれどもね、どうなんでしょう。

○政府委員(片山正英君) 御指摘のとおり、日本の山の実態は、いろいろ御指摘のとおり二十年生以下、いわゆる終戦後植えた山が全体全体で六七%を占めておるといふことでございまして、したがって、そのような意味からいいますと、即座に間に合う木というものは人工林については非常に少ないと言わざるを得ないと思ひます。終戦前あるいは戦争はなやかなりしころ、あるいは昭和の初期、その当時の造林面積は現在の約四分の一程度しか植えてなかつたといふことでございまして、御指摘のとおり、終戦後植えた木が、非常に多いわけでございまして、人工林に対しては蓄積の關係、そういう年齢の關係からその期待はできない。しかし、奥地林につきましてはなお三割余あるわけでございまして、その間それを極力開発しまして、そして需要にこたえていくというのがいま林野庁としてつてまいつた政策でございまして、あわせて、その間におきます造林その他を推進いたしますことによつて、長期におきましては、国内材の自給率九〇%まではもつていけるという確信のもとに推進をいたしておりますが、昭和五十年並びに六十年間、いわゆる植えた木が切れる間、その間は日本の山としての生産量の一番ダウンする段階でございまして、その間は残念ながらある程度外材に依存せざるを得ないといふふうに思つておるわけでございまして、われわれの計画どおりの推進をいたしますが、「長期見通し」では外材三割といふことでございまして、先ほど申しました需要の急激な伸びのために、外材の依存率が高くなつてまいつております。この傾向は今後も若干続くといふふうにわれわれは想定いたすわけでございまして、ただ伸び率につきましては、最近のようないやうに急激な伸び率は今後ずっと続くといふふうには実は

ぐらいいなくなってしまふということになって、日本の国内木材の値段というのは希少価値もあつてますます上がつていく。そうなるとうと、大衆的なものとしては縁が切れてしまふということを中心配しているわけなんです。それで三十年後か二十年後くらいに国内の木材というのはほとんどなくなつてくるというような状態になつたときには、もう断層ができていふんじゃないかという気が私はするわけなんです。林野庁が四十年あとの話を、計画を閣議決定をしておりますから、私も気が大きくなつてしまつて十年先の話をしているわけですが、そういう点でばくはどうかとも林野庁は木ばかり見ているような気がする。経済的な見方というのは、かつこうはとつていふけれども中身はないような気がするのです。何かそういう気がするのです、多分に。だから妙なことも言つてみたくなるわけです。あるいは長官は、妙なことを言つていふんじゃないかというお感じもあるかもしれないが、何かこう木ばかり見ておる。どうも林野庁は山の木のことは知つておるが、土地のことは知らぬ。山の木の値段は知つていふけれども、国有林の土地の値段は知らぬとか、木材の価格は知つていふけれども、国有林の七百五十万町歩の土地の価格は知らないというようなことを外からよく言われる。私もそう思つていふ。どうもそれがほんとうのようだ。にもかかわらず非常に長期な経済性を持った非常に長期な見通しを立てていろいろなことを言われるのだけれども、どうも私は、そういう意味で納得できない点がたくさんあつて恐縮なんです、次に移りたいと思ひます。

ね。あるいは裏打ちするとか、裏打ちしたいものですね、裏打ちに使われているんです。森林計画の裏打ちに個々の山持ちの施業案が使われるわけですね。なぜそういうふうになるのか、しなければならぬのかという点ですね。

えていくという意味におきまして森林計画制度というものをくり返して、これに恩典の措置も加へまして所期の目的を達成しよう、指導ではなかなか困難な段階となつたという実態からこのような改正をお願いするというのが理由の主要でございます。

かと思つておられます。と申しますのは、去る国会におきまして林業基本法が通りました際に、林業基本法の第一番目の趣旨が、木材総生産の増大というのがうたわれておるわけでございます。また森林法におきましても、森林の保護増進と森林生産力の増強をはかるということがうたわれておるわけでございます。そういう法律もさることながら、国民としての山に対する、木材に対する期待というのは非常に多からうというふうにおわれは考へておるわけでございます。ただ、山を持つていふ方々がどういふふうに思つておられるだろうかという点が、御指摘の点があるかと思つておられます。そこで、山の生産を見る場合に、いままではある程度個々の人がばらばらの形でやつておつても、それは山全体としてはまづいのでございまして、比較的等閑視されておるような形で推移してきたというのが偽らざる実態ではなからうかと思つておるわけですが、今後の山の経営というものを振り返つてみますと、どうしても労働というものを対象にいたしまして、その中でこれを合理的に運営していくというのは所有者みずからも考へつゝあることじゃないだろうか。かつまた国家的要請あるいは経済社会の情勢からいたしまして、どうしてもそういうような姿で計画的にものを運んでいく、計画的にものを運ぶことにおいて協力的な形でやつてまいる、その中で労働そのものも計画的な姿の中では安定した姿も打ち出していけるというような諸情勢は、国としても当然考へておるわけですが、所有者みずからもそういうふうなことを考へつゝある諸情勢とわれわれは判断するわけでございます。したがいまして、それらを関連してこの推進をはかることが最も適した問題じゃないかというところで取り上げて改正をお願いした次第でございます。

○國體哲夫君 いや、おっしゃることは確かに森林法にも書いてありますし、基本法にも書いてありますし、木材の値段が高いですから国民のばく然としたそういう感じはあると思うのです。しかしそういうものでは実際の空気がなつていかぬの

ね。あるいは裏打ちするとか、裏打ちしたいものですね、裏打ちに使われているんです。森林計画の裏打ちに個々の山持ちの施業案が使われるわけですね。なぜそういうふうになるのか、しなければならぬのかという点ですね。

えていくという意味におきまして森林計画制度というものをくり返して、これに恩典の措置も加へまして所期の目的を達成しよう、指導ではなかなか困難な段階となつたという実態からこのような改正をお願いするというのが理由の主要でございます。

かと思つておられます。と申しますのは、去る国会におきまして林業基本法が通りました際に、林業基本法の第一番目の趣旨が、木材総生産の増大というのがうたわれておるわけでございます。また森林法におきましても、森林の保護増進と森林生産力の増強をはかるということがうたわれておるわけでございます。そういう法律もさることながら、国民としての山に対する、木材に対する期待というのは非常に多からうというふうにおわれは考へておるわけでございます。ただ、山を持つていふ方々がどういふふうに思つておられるだろうかという点が、御指摘の点があるかと思つておられます。そこで、山の生産を見る場合に、いままではある程度個々の人がばらばらの形でやつておつても、それは山全体としてはまづいのでございまして、比較的等閑視されておるような形で推移してきたというのが偽らざる実態ではなからうかと思つておるわけですが、今後の山の経営というものを振り返つてみますと、どうしても労働というものを対象にいたしまして、その中でこれを合理的に運営していくというのは所有者みずからも考へつゝあることじゃないだろうか。かつまた国家的要請あるいは経済社会の情勢からいたしまして、どうしてもそういうような姿で計画的にものを運んでいく、計画的にものを運ぶことにおいて協力的な形でやつてまいる、その中で労働そのものも計画的な姿の中では安定した姿も打ち出していけるというような諸情勢は、国としても当然考へておるわけですが、所有者みずからもそういうふうなことを考へつゝある諸情勢とわれわれは判断するわけでございます。したがいまして、それらを関連してこの推進をはかることが最も適した問題じゃないかというところで取り上げて改正をお願いした次第でございます。

○國體哲夫君 いや、おっしゃることは確かに森林法にも書いてありますし、基本法にも書いてありますし、木材の値段が高いですから国民のばく然としたそういう感じはあると思うのです。しかしそういうものでは実際の空気がなつていかぬの

○政府委員(片山正英君) 御承知のように、森林法の改正では、一番最近におきましては三十七年に改正したわけでございます。その際に、森林計画の内容は、全国森林計画につきましては大臣が立てる、それをもとにしまして地域森林計画につぎましては知事が立てる、そのような二つの立てられたものに基づきまして、各森林所有者に對して指導あるいは勧告等によつてその目的を達成しようというところで改正されたわけでございます。當時は、御承知のように伐採も比較的順調にいつていふわけでございます。造林につきましてもおおむね順調な姿をたどつておつたわけでございます。外材につきましても、先ほど先生御指摘のように、どんどん入つてきて外材オンリーみたいな印象ということもなく、一応の姿で入つてきておつたわけでございます。そのような形で、比較的安定した形で森林の状態が運営され指導されて、それで済んで所期の目的が達せられておつたわけでございます。ところが、その後の諸情勢といふものは非常に変化を來したわけでございます。第一番目は、やはり労働も非常に上がつてきて、山村における労働不足という問題が出てまゐつたわけでございます。さらには、それを裏づけるような形で薪炭需要というものがさらに急激な減少を來たしまして、いわゆる拡大造林というものも含めて非常に困難になつてきたという情勢があるわけでございます。そのような中で、外材といふものが非常にに急激な姿で入つてきたという形で、内地の生産の開発よりも外材中心の形となつてきたというところに、この問題を再び振り返るべきことが出てまゐつたわけでございます。したがいまして、今回は内地のそのような姿を開発して、そしてかつまた将来に備へるために樹種なり林相を改良して、そして国内の生産を整

えていくという意味におきまして森林計画制度というものをくり返して、これに恩典の措置も加へまして所期の目的を達成しよう、指導ではなかなか困難な段階となつたという実態からこのような改正をお願いするというのが理由の主要でございます。

かと思つておられます。と申しますのは、去る国会におきまして林業基本法が通りました際に、林業基本法の第一番目の趣旨が、木材総生産の増大というのがうたわれておるわけでございます。また森林法におきましても、森林の保護増進と森林生産力の増強をはかるということがうたわれておるわけでございます。そういう法律もさることながら、国民としての山に対する、木材に対する期待というのは非常に多からうというふうにおわれは考へておるわけでございます。ただ、山を持つていふ方々がどういふふうに思つておられるだろうかという点が、御指摘の点があるかと思つておられます。そこで、山の生産を見る場合に、いままではある程度個々の人がばらばらの形でやつておつても、それは山全体としてはまづいのでございまして、比較的等閑視されておるような形で推移してきたというのが偽らざる実態ではなからうかと思つておるわけですが、今後の山の経営というものを振り返つてみますと、どうしても労働というものを対象にいたしまして、その中でこれを合理的に運営していくというのは所有者みずからも考へつゝあることじゃないだろうか。かつまた国家的要請あるいは経済社会の情勢からいたしまして、どうしてもそういうような姿で計画的にものを運んでいく、計画的にものを運ぶことにおいて協力的な形でやつてまいる、その中で労働そのものも計画的な姿の中では安定した姿も打ち出していけるというような諸情勢は、国としても当然考へておるわけですが、所有者みずからもそういうふうなことを考へつゝある諸情勢とわれわれは判断するわけでございます。したがいまして、それらを関連してこの推進をはかることが最も適した問題じゃないかというところで取り上げて改正をお願いした次第でございます。

○國體哲夫君 いや、おっしゃることは確かに森林法にも書いてありますし、基本法にも書いてありますし、木材の値段が高いですから国民のばく然としたそういう感じはあると思うのです。しかしそういうものでは実際の空気がなつていかぬの

○國體哲夫君 いや、おっしゃることは確かに森林法にも書いてありますし、基本法にも書いてありますし、木材の値段が高いですから国民のばく然としたそういう感じはあると思うのです。しかしそういうものでは実際の空気がなつていかぬの

じやないかと思うのですけれどもね。ですから、具体的にいえば日本の林業というものが日本の産業全体の中でどういうような地位を占めて、どういうふうに見られておるかという点が一番大きいのだらうと思うのですけれども、これは日本の農業も同じです。そういうふうに見られておるかという事です。その場合に、一体木材に関係している経済界なり財界というものは非常に直接の力を持っている、こう思うのです。製材業者とかそういうものも力を持っているでしょうけれども、ですから、臨海製材工場を見たって、それからいまの木材の輸入は商社ですね、これはみんな一流の商社ですね、そこら辺の木材問屋など違うのです。堂々たる商社ですよ。これがいまや二千五百億をこす木材を輸入しているわけでしょう。三千億にすぐ届こうというところですね。たいへんなこれは輸入品ですよ。だからむしろそういうことに負っているのじやないですか、という私は気がするのです。それを何か林業そのものの中から——林業の中だけから見れば、おそらく長官のおっしゃるようなことが言えると思うのですけれども、全体から見れば非常に私は微弱なもので、力としては弱いものだというふうな気がしてならないのですけれどもね。ですから、たとえ木材は、これは自給をできるだけ高めていくのだという面然とした方針なりがきまり得るかどうか、閣議なら閣議ではっきりその方針がきまるのかどうかという点ですね。これはないのでしよう。とにかく自給率を高めていくのだというはっきりした方針というものはきまっています。自給率を高めるというところはどこにもきまっています。林業だつて同じだと思ふのです。林業の場合は農業よりもっと私はひどいと思ふのです。そうなたら林野庁としては、林業全体としては、林業に関係のある者からいえば確かにわかるけれども、それが力になって出てこない。それだけでは力とならないじやないかということであれば、何かお話のようなことを改正してみても、

それは単なる林野庁の自己満足にすぎないので、力になつてこないのじやないかと私は思うのです。それは一応別にしましょう。

それは別にいたしまして、イギリスですね、イギリスの国有林というのはイギリスの林野面積の六%です。国有林の占めている面積は六%、非常に少ないものです。百四十万ヘクタールですね。これでもイギリスは森林法というのをつくつて自給率を高めるといふ堂々たる林業政策をやっている。これはEEC諸国でもそうです。木材のような固まり、重量のあるこんなものを外国から輸入することはよくない、たいへんなことだという事です。あるいは一次、二次の欧州大戦の結果から来ていると思うのですけれども、非常に林業についての関心というものが、林業政策を確立するといふのです。自給を高めようといふ考え方があるのはいいと思いますが、

日本の場合はそういうものは全然はつきりしてないと思ふのです。長期見通しなどというものは基本法に基づいて出さなければならぬから閣議で決定するでしようけれども、これは単なる見通しだけで、何も政策のはつきりした裏づけがあるわけじやない。たとえば造林費なり林道費なりというものが目立ってふえていく、はつきりとふえていくというふうな方向というのはいないのじやないかと思ふのです。ですからそういうふうな方針はどうか、閣議なら閣議ではっきりその方針がきまるのかどうかという点ですね。これはないのでしよう。とにかく自給率を高めていくのだというはっきりした方針というものはきまっています。自給率を高めるというところはどこにもきまっています。林業だつて同じだと思ふのです。林業の場合は農業よりもっと私はひどいと思ふのです。そうなたら林野庁としては、林業全体としては、林業に関係のある者からいえば確かにわかるけれども、それが力になって出てこない。それだけでは力とならないじやないかということであれば、何かお話のようなことを改正してみても、

が、森林組合というものは漁業協同組合と同じで、あるいはもつと力がない、農業協同組合なんかには比べたらくた違い、力がないのです。森林組合は三千くらいあるけれども、職員は全然ない。森林組合というものはどのくらいあるか、おそらく一割五分ぐらいの森林組合というのはいないじやないか。一人いる森林組合というのはいくつかある。一人あるいはゼロ人の職員しかいない森林組合というのはいくつかある。三〇%かそこらあるのじやないでしょうか。だからそういう森林組合が一つの今度は基礎にもなるし、また力にもなるのでしようが、どうもぼくはそういう意味で何となく非常に弱いという、きわめて弱いという感じがするのです。

それは一応別にしまして、林野庁長官、三十七年にいままのお話の森林法を大幅に改正をして森林計画制度というものを全面的に改正をしました。これはこの制度の中に入れる必要はないという御主張だったのです。私は北村委員からその当時さんざん聞かされた記憶があるのですが、北村委員はそのときに盛んに、この森林計画制度の中に入れておくべきだ、つまり森林計画制度の裏打ちをすべきだという主張をしたというふうに記憶しているのですけれども、それに対して林野庁長官、林野庁側としては、政府側としては、いやそういう必要はないのだ、森林計画制度の中に入れておく必要はない、個々の所有者に対して普及制度あるいは指導という立場でやっていけばいいんだというふうな御主張だったと思ふのですが、私はそのほうがいいんじゃないかという気がしているのです。北村委員の主張よりも政府側が主張したことが、三十七年当時主張したことがいいんじゃないかというふうに思うのですけれども、それはまあこれから議論することにして、そういうふううに基本的に変わってきたのはどういう理由ですか。外材がこんなふうに入ってしまったのはどういふから、というところからきています。林業基本法と

森林法の両方のたてまえからいって、林野庁の考え方ははつきりしておつたと思ふのです。それが今回こういふふうに変えられるというのはどういふ理由で変わつてきたのですか。

○政府委員(片山正英君) これは先ほど御説明したと全く同じでございます。と申しますのは、森林法改正理由いかんという御質問がございました。ときにお答えいたしましたことがそのまゝの理由でございます。当時、指導その他地域森林計画の趣旨は達成できるであらうというふうに想定してやつてまいつたわけでございますが、結果的には、いわゆる地域森林計画で順守すべき事項としての特定林分等の指導につきましては、おおむね達成してまいつたわけでございますが、順守することが望ましい事項として標準伐期齢なり、そういうものを一応きめておつたわけでございます。それがなかなか当初の指導だけではいきにくいていふ実態が出てきたわけでございます。したがって、今回の改正におきましては、森林所有者みずからそういうものを地域森林計画に即して立てていただきまして、それによつて計画的に実行していただく、その半面、それに対する援助の措置を講じてそれを達成してまいりたいというのがねらいの内容でございます。したがって、大体改正する理由でお話し申し上げましたとおりのものが理由でございます。

○鶴岡哲夫君 森林法が資源政策的なといいますか、あるいは公共的といいますか、資源的な性格というものが非常に濃厚なわけであつて、基本法というものは個々の森林所有者が所得を高めていくというところに基本法の性格があると思ふのです。ですから、この森林計画制度というものを大幅に改正されるときには、これはやはり資源政策としてやるのだから、だから、個々の森林所有者というものはその個々の森林の経営、林業の経営、所得の向上というところに重点を置くのだから別個のものだという考え方がなかつたのです。ですから、この森林計画制度の中に裏打ちとして入れなかつたのです。で、指導と普及事業

ういう意味ですか、何ともならなくなったのですか。何ともならない、にっちもさっちもいかないんだということなんです。あるいはこれからその指導を強化したり、指導を積極的に進めていくということであれば、ほぼその目的を達成できるということですか。どういう状況ですか、五、六年のこの運営の実情は、

それからなおもう一つ、そういうふうに変えろというような答申が出ているのですか、何かどこからか施設計画をこういうふうに変えろという答申が出ているのですか、そういう答申はぼくは気づかないんだけれども。ただ、前にはそうしなきゃならないという答申が出ているでしょう、三十五年十月の農林漁業基本問題調査会の答申、三十六年八月の中央森林審議会の答申、森林計画についての答申が出ていますね。その二つの答申を比べてみますと、三十五年十月と三十六年の答申ですね、いずれも森林計画についての。これはなんでしよう、これからいうと、いま長野庁が進めていかれようとすることは相反するわけでしよう、こ

の二つは。だから、その相反することをやられるというのだから、今度また別の、逆の答申が出たのかということをやつと。それから実績としてそういうふうにやりたい。普及事業の一環として、個々の森林所有者というものは自分の所得を高める、自分の林業経営を進めるといふ基本に立つてできるだけそういうふうに協力してもらおうという、普及事業としてやつていこうとした、それが行き詰まったのだ、不合理なんだというならそれを説明してもらいたい。

○政府委員(片山正英君) 二つの問題が御指摘であつたようでございます。

第一点は個別経営計画の成果いかんということでございます。これはいまの個別経営計画をつくつた計画数がいまちょっと見当たらなないのでちゆうちよしておつたのですけれども、三十七年から四年間にわたりましてモデル計画というものをつくつたわけでございます。モデル計画の要点といたしまして、その後の実行結果を見ますと、

森林の実態がそれによって非常に明確になってきた。すなわち、面積、蓄積、生長の状況等が明確になってきた。したがって、所有者は自分の山の経営全体の中で林業部門の果たす役割がどうであるのかということが明確になってきたという点からいって、計画的な、あるいは企業的な意欲が所有者に醸成されてきているというのを成果としてあげることができているのでございます。ただ、われわれが今後進めようというこの施策計画につきましては、先ほどもちよつと触れましたように、特定林分等の指導につきまして、伐採はこういうふうにしなさいという指導につきましては、ある程度の指導で成果をあげておつたわけでございますが、伐期齢であるとか、その他のいろいろの順守すべき事項として定められたもの、あるいは地域森林計画としてこれだけが伐採するのが適当であると定められた事項、そういうものは必ずしも所期の目的を達してきておらないのが実態でございます。指導だけではなかなか達してきておらないというのが実態でございます。したがって、そのような意味において、これを計画的に達成してもらうというこの意味において、施策計画を理解していただくというわけでございまして、その段階で、先生のおっしゃいました農林漁業基本問題調査会の答申と矛盾しておるじやないかという御指摘のようでございますが、この答申の言わんとするところは、やはり総合的な経営計画を作成しなさいということにあるのが内容の要点であらうと思ひます。そのような意味におきまして、森林施策計画というものは植伐関係等を初めとします労務計画その他につきましても一応作成する方向が望ましいわけでございます。ただ、お断わりいたすことは、認定をするというこのことにつきましては、植伐というそういう公的要請のものについて明確にして認定をいたしたいというところが若干趣を異にしているだけで、答申そのものと相反するというふうには存じておらないのでございます。

○鶴岡哲夫君 いや、私はそういう考え方が林野庁の伝統的な考え方だと思ふのです。林業基本法が出る前の林野庁の考え方だと思ふのです。ですから、そこがちよつと違うわけですね。けれども、ただ、先ほど長官がおっしゃった伐期齢がどうだ、なかなか思うようにいかなかったというお話がありました。これはなんじやないですか、こういうふうな外材がどんどん入ってきてます、なかなか切らないですよ。切らぬのがあたりまえですよ。切れというのは無理じやないのですか。待っていますよ、だれだつて。私が山を持っていたら待っていますよ。それがいかぬというなら、何か別の政策をとらなければいけないというじや。これは前の前の林業政策からいうたらおかしい、切らなければおかしいというような話なんでしょう。それはどうも私はそういうふうな話に積極的に進められたのか、林野庁としては、このとき、北村さんが言ったのは、いま林野庁変えよということを言ったのです。そうですね。いま変えよという方向を北村さんが盛んに主張した。それに対して当時の林野庁長官は、いやそれはいけないのだという主張をされた。ところが、今度は北村さんの言った方向に変えられた。ところが、私はそれでは全く困る——その経過を説明してください。もつと詳細に、どういう成果があがらないか。いま林野庁長官のおっしゃった範囲では、これはいままでに外材がこんなに入ってくるなら、それはとても切るものじやありません。切らないのがあたりまえですよ。切るなら、切らせよとするなら、それにふさわしい政策をとらざるを得ないのじやないかと思ひます。ですから、積極的に指導事業の一環としてやられたらどうですか、改正する必要なし。そんな個人の個々の経営というものを、こんな森林資源政策のために裏打ちなんて、もつてのほかだと私は考えます。

○政府委員(片山正英君) 先ほど御説明したことと同じでございますが、少し詳しく申し上げます。すく、地域森林計画で順守すべき事項という、保安林等の林分の伐採とか搬出の方法はこうしなさいというふうな指導につきましては、おおむね指導によって所期の目的を達してきておるわけでございますが、地域森林計画で順守すべきことが望ましい事項として先ほど言いました植栽樹種はこうしたらどうかとか、あるいは標準伐期齢というものはどうあるべきではないかと、あるいは地域としての達成すべき伐採量はどの程度を伐採すべきじやないかと、あるいは造林面積はこの程度にすべきじやないかというふうな想定をいたしておつたわけでございますが、これは経過でも御承知のように、所期の目的を達成せずに指導ではなかなかいかに現在まで来たというのが実態でございます。今回の改正ということが妥当じやないかというふうな思ひわけでございます。

○鶴岡哲夫君 これはよく聞かすけれども、長官、前に三十八年に林野庁が主張されたことと今度主張されることは反対のことを言われているんですか、同じことを言われているんですか、その点をもう一ぺん明らかにしてください。三十八年に林野庁が主張したことと今度主張していることは違ひますか、違ひないんですか。

○政府委員(片山正英君) 三十八年で主張いたしましたことと現在主張しております考え方、基本的な考え方は同じでございます。ただ三十八年におきましてはゆるい指導しようとしたのは、指導助言によって達成しようとしたわけでございます。しかし現在においては、その諸情勢が非常に先ほどの御説明したようにきびしい姿の中では、これを所有者の理解に基づきまして計画を立てていただく認定制度によって達成しようという方法が若干違つたわけでございますが、考え方、指導という問題については前と考えは変わっておりません。

○鶴岡哲夫君 いやそういう話をされるんなら、これはばくは全然納得できないですね。それは違ひうんじやないですかね。三十八年の、当時三十七年の森林法の大改正のときに主張されたのは、

個々の森林所有者の経営というものは、これは林業基本法のたまにきつと立つてもらう、その上で指導援助によって協力を願うという考え方だつたでしょう。今後はそうじやないでしょう。今度はそうじやなくて、制度的に繰り入れようというわけでしょう。だから資源政策的な意味に立つんじやないですか。それをばくはきつと入っているわけなんです。非常に資源政策的なところに重点が置かれています。前はそうじやない。個々の森林所有者の所得増加というところに基本が置かれていた。今度ははつきり言えば資源政策的なものが中心に置かれてくる。だからその経営権なりあるいは所有権に対するいろいろな制約的な意味も加わってくるから、そこでいろいろな財政上なりあるいは税制上の恩典を与えてひとつやつてもらうということなんだろう。しかしそういうことによつて期待できるのかどうかという点があると思ふのです。私はそういうことではできないと思ふのですがね。これはまだ問題を残しておきましよう。

それから次にお伺いしますことは、この森林計画はいままで三回ほど変わりましたが、いまだにそれを説明していただけてませんか。森林計画制度の変更を、二十六年以降。

○政府委員(片山正英君) 森林法の改正の経緯であります。森林法の改正は昭和十四年に大改正があつたわけでございますが……

○鶴岡哲夫君 いや、戦後でいいのです。二十六年から。

○政府委員(片山正英君) そうですか。それで、十四年に改正がございましたが、その後昭和二十六年に改正をいたしたわけでございます。改正の要点は……

○鶴岡哲夫君 いや、改正の要点は要らない。

○政府委員(片山正英君) 内容でございますか。

○鶴岡哲夫君 いや、森林計画制度が変わつたでしょう。何回変わったかということです。

○政府委員(片山正英君) 御承知のように伐採の許可制度と造林の義務づけということで森林計画

農業構造改善の基本的政策手段として、総合施

資金制度を創設し、昭和四十三年度予算で農林漁業金融公庫に本件融資わくとして二十億円が計上された。本制度創設の目的を達成し、十分な効果を發揮して畜産経営者の自立経営を促進し、今後におけるわが国畜産の健全な発展を助長させるためには本制度資金の貸出窓口を拡大する等の措置が必要である。

第三三一八号 昭和四十三年三月二十九日受理
農業構造政策推進のための総合施設資金制度の運用に関する請願(二通)

請願者 愛知県安城市東町宇龜塚九一 神谷正男外一名

紹介議員 横井 太郎君

この請願の趣旨は、第三三一七号と同じである。

第三三一九号 昭和四十三年三月二十九日受理
農業構造政策推進のための総合施設資金制度の運用に関する請願

請願者 京都府乙訓郡長岡町勝竜寺落合一七ノ一 松岡富次郎

紹介議員 林田修紀夫君

この請願の趣旨は、第三三一七号と同じである。

第三三二〇号 昭和四十三年三月二十九日受理
農業構造政策推進のための総合施設資金制度の運用に関する請願

請願者 群馬県太田市東長岡一、一五四 細堀善治

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第三三一七号と同じである。

第三三二二号 昭和四十三年三月二十九日受理
農業構造政策推進のための総合施設資金制度の運用に関する請願

用に関する請願
請願者 栃木県小山町犬塚三二ノ四 大塚信

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第三三一七号と同じである。

第三三四二号 昭和四十三年三月二十九日受理
農業構造政策推進のための総合施設資金制度の運用に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡須恵町大字植木一、九八二 森内広三

紹介議員 森部 隆輔君

この請願の趣旨は、第三三一七号と同じである。

第三三四三号 昭和四十三年三月二十九日受理
農業構造政策推進のための総合施設資金制度の運用に関する請願(二通)

請願者 千葉県東金市田中一、一一六 細谷経外一名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第三三一七号と同じである。

第三三四四号 昭和四十三年三月二十九日受理
農業構造政策推進のための総合施設資金制度の運用に関する請願

請願者 茨城県行方郡潮来町潮来二八八ノ一 高橋純雄

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三三一七号と同じである。

第三三四五号 昭和四十三年三月二十九日受理
農業構造政策推進のための総合施設資金制度の運用に関する請願

請願者 長野県埴科郡戸倉町内川四六〇

飯島直勝
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第三三一七号と同じである。

第三三六四号 昭和四十三年三月三十日受理
農業構造政策推進のための総合施設資金制度の運用に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊田町 秦干城

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第三三一七号と同じである。

第三三六五号 昭和四十三年三月三十日受理
農業構造政策推進のための総合施設資金制度の運用に関する請願

請願者 香川県観音寺市栗井町四、七七 二石川博見

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第三三一七号と同じである。

第三三六六号 昭和四十三年三月三十日受理
農業構造政策推進のための総合施設資金制度の運用に関する請願(二通)

請願者 岡山県笠岡市笠岡二、九九三 阪本正外一名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第三三一七号と同じである。

第三四五二号 昭和四十三年四月二日受理
農業構造政策推進のための総合施設資金制度の運用に関する請願(二通)

請願者 千葉県君津郡袖ヶ浦町神納 佐藤克己外一名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第三三一七号と同じである。

請願者 東京都大田区蒲田三ノ一五ノ七有 限会社鳥久内 藤川雅康
紹介議員 石井 桂君
この請願の趣旨は、第三三一七号と同じである。

第三三二二号 昭和四十三年三月二十九日受理
米価の決定方法等に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一 福島市議会 議長 山田幸一

紹介議員 石原幹市郎君

米価の決定方法等について、左記事項の実現を図られたい。

一、食糧法制度の趣旨に反する「スライド制」を実施しようとする企図には反対であり、二重価格制を堅持し、食糧法の建て前を厳守した食糧行政を行なうこと。

二、米価決定に際しては、生産者代表、消費者代表及び国会議員を加えた審議会において決定すること。

理由
政府は昭和四十三年度予算審議にあたって、生産者米価の上昇をおさえるとともに、上昇分は消費者米価の大幅引上げでまかなうという「スライド方式」完全実施を企図している。即ち、食糧制度の根幹である二重米価の建て前を根本から崩し、生産者米価と消費者米価の逆サヤを解消して、間接統制に移行しうる条件を整備しようとしている。

第三三二三号 昭和四十三年三月二十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一 福島市議会 議長 山田幸一

紹介議員 石原幹市郎君

農業経営の特殊性を考慮し、左記事項を含めた農業者年金制度を早急に実現されたい。

一、過去農業従事期間の十分なる評価を行ない、農業者老齢年金の高額給付と給付財源の国庫負

担額を三分の二とすること。

二、現在のインフレこう進傾向にかんがみ、年金の完全スライド制を確立すること。

三、制度開始当時における中高年齢者を救済するため、過去勤務期間を通算するとともに、十五年以上の者を年金受給資格として認めること。

第三四五七号 昭和四十三年四月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 東京都渋谷区上原一ノ四一ノ一

八 梅原平三郎外五十二名

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第八二一号と同じである。

昭和四十三年四月二十五日印刷

昭和四十三年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局